住所　宮城県遠田郡美里町北浦字船入２番地126
崔京柱　昭和45年３月21日生
朴珠鏑　平成11年３月４日生
住所　千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地589
トアコ・ヒラシマ　昭和16年12月19日生
住所　千葉県市川市南八幡５丁目３番５号
南潤順　昭和42年８月20日生
住所　千葉県浦安市堀江４丁目８番１―717号
肖小雲　昭和44年８月20日生
住所　千葉県船橋市行田３丁目１番７―607号
杜磊　昭和50年11月25日生
住所　千葉県船橋市浜町２丁目３番32―1301号
李芳　昭和51年12月15日生
住所　千葉県旭市中谷里8148番地１
郭立輝　昭和42年11月４日生
紀思羽　平成４年６月15日生
住所　千葉県成田市郷部191番地１
ミ・レイサ・ハニ・タレキ・セイデ・アリ　昭和39年５月22日生
住所　千葉県市川市鬼高３丁目１番21―301号
翁容　昭和56年10月24日生
住所　千葉県柏市関場町１番21号
ローレンス・チディ・ワーファ　昭和41年６月１日生
住所　千葉県八街市朝日414番地18
魏志明　昭和35年４月３日生
住所　千葉県柏市花野井720番地14
アンドレス・カルロス・ウエチ・カブレラ　昭和56年11月29日生
住所　千葉県市原市辰巳台東２丁目17番地
張碩　昭和59年７月23日生
住所　千葉県白井市桜台３丁目14番７号
シリポーン・ササキ　昭和45年９月９日生
住所　埼玉県草加市原町２丁目３番21―３号
蘆香玉　昭和50年９月28日生
住所　埼玉県草加市原町２丁目３番21―１号
蘆香子　昭和48年10月２日生
住所　東京都江東区新砂３丁目３番17―102号
王軒　昭和44年10月30日生
魏東　昭和45年10月21日生
王倩穎　平成10年９月３日生
王宏宇　平成15年５月15日生
住所　東京都文京区本郷３丁目６番15―1002号
管文鋭　昭和56年10月24日生
住所　東京都昭島市中神町1282番地
モハメド・パブル・シャリフ　昭和39年２月７日生
住所　愛知県岡崎市上和田町字荒野18番地
張延軍　昭和46年２月３日生
夏程栄　昭和48年１月２日生
張亜男　平成９年３月15日生
張亜如　平成13年２月24日生
張亜剣　平成16年10月30日生
住所　千葉県香取郡神崎町四季の丘11番地５
宋昌根　昭和47年１月18日生
住所　千葉県船橋市夏見１丁目20番１―501号
李美幸　昭和60年３月４日生
住所　愛知県一宮市開明字東沼75番地
柳加代子　昭和36年７月19日生
住所　愛知県一宮市奥町字県郭１番地１
柳幸江　昭和39年１月19日生
住所　名古屋市中区新栄２丁目50番９号
沈孝一　昭和36年６月28日生
林マサミ　昭和43年５月17日生
沈延明　平成６年９月９日生
沈由真　平成８年７月25日生
沈政宏　平成11年11月18日生
沈尚希　平成15年２月６日生
住所　東京都豊島区千早４丁目22番10号
李佳奈　昭和63年６月６日生
住所　東京都世田谷区駒沢１丁目２番33号
梁仁煥　昭和45年２月１日生
吳曄慶　昭和48年７月29日生
梁晴香　平成12年３月２日生
梁瑛基　平成13年８月30日生

○外務省告示第四百五十四号

平成二十二年十月十八日にダルエスサラームで、ンゴロンゴロ自然保護区ビジターセンター展示及び視聴覚機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ンゴロンゴロ自然保護区ビジターセンター展示及び視聴覚機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　四千七百九十万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年二月二十八日まで
4　署名者
日　本　側　中川坦在タンザニア大使
タンザニア側　ラマダニ・キジャ財務経済次官

平成二十二年十月二十八日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第四百五十五号

平成二十二年十月十八日にダルエスサラームで、ＨＩＶ・ＡＩＤＳ対策計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ＨＩＶ・ＡＩＤＳ対策計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　一億千五百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　中川坦在タンザニア大使
タンザニア側　ラマダニ・キジャ財務経済次官

平成二十二年十月二十八日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第四百五十六号

東ティモール民主共和国政府は、昭和六十二年九月十六日にモントリオールで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の加入書を平成二十一年九月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年十二月十五日に東ティモール民主共和国について効力を生じた。

（平成二十一年九月十七日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十月二十八日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第四百五十七号

東ティモール民主共和国政府は、昭和六十年三月二十二日にウィーンで作成された「オゾン層の保護のためのウィーン条約」の加入書を平成二十一年九月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十二月十五日に東ティモール民主共和国について効力を生じた。

（平成二十一年九月十七日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十月二十八日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第四百五十八号

一　カメルーン共和国政府及びエチオピア連邦民主共和国政府は、平成九年九月十七日にモントリオールで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第九回会合において採択されたもの）」の批准書を、それぞれ、平成二十一年八月二十一日及び同年十一月二十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成二十一年十一月十九日にカメルーン共和国について、また、平成二十二年二月二十三日にエチオピア連邦民主共和国について、それぞれ効力を生じた。

二　東ティモール民主共和国政府及びドミニカ共和国政府は、前記の議定書の改正の加入書を、それぞれ、平成二十一年九月十六日及び同年十月一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成二十一年十二月十五日に東ティモール民主共和国について、また、平成二十一年十二月三十日にドミニカ共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十一年八月二十一日付け、同年十一月二十五日付け、同年九月十七日付け及び同年十月二日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十月二十八日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第四百五十九号

一　カメルーン共和国政府及びエチオピア連邦民主共和国政府は、平成十一年十二月三日に北京で作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」の批准書を、それぞれ、平成二十一年八月二十一日及び同年十一月二十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成二十一年十一月十九日にカメルーン共和国について、また、平成二十二年二月二十三日にエチオピア連邦民主共和国について、それぞれ効力を生じた。

二　次に掲げる各国の政府は、前記の議定書の改正の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

東ティモール民主共和国　平成二十一年九月十六日
ドミニカ共和国　平成二十一年十月一日
イエメン共和国　平成二十一年十月十三日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

東ティモール民主共和国　平成二十一年十二月十五日
ドミニカ共和国　平成二十一年十二月三十日
イエメン共和国　平成二十二年一月十一日

（平成二十一年八月二十一日付け、同年十一月二十五日付け、同年九月十七日付け、同年十月二日付け及び同年十月十三日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十月二十八日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人